

令和 8 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

第 1 章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表 1 のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第 2 章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表 1 に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表 2 のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第 3 章 裁判事務の分担

第 1 節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第 1 民事部、第 2 民事部、第 4 民事部、第 5 民事部、第 7 民事部から第 12 民事部まで、第 14 民事部から第 17 民事部まで及び第 19 民事部から第 24 民事部までの各部は、本節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第 17 民事部、第 19 民事部、第 20 民事部及び第 21 民事部（この 4 箇所を併せて、以下「家事抗告事件等集中部」という。）が、(10)から(15)までの事件は、第 17 民事部（以下「上告事件等集中部」という。）が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件
((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標

に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件)

- (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件

3 第3特別部

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）第85条又は第86条の事件
- (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
- (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
- (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
- (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
- (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件

4 第4特別部

- (1) 裁判所法第16条第4号の事件
- (2) 裁判官分限法第3条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
- (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件

- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが70センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70センチメートルを超え140センチメートル以下のものと140センチメートルを超えるものとの区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2) ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、次の（ア）から（エ）までに区分し、それぞれ受理の順点により、家事抗告事件等集中部各部に分配する。ただし、原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、家事抗告事件等集中部各部に、受理の順点により、分配する。

（ア）遺産分割の審判に対する抗告事件

（イ）子の返還申立事件の決定に対する抗告事件

（ウ）親権行使者指定事件の審判のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかな抗告事件

（エ）それ以外の抗告事件

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

- (3) 抗告事件（(2)の事件を除く。）で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。
- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件（(2)に定めるものを除く。）は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件（医療観察法による抗告事件を除く。）、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部（夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。）に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。）は、次の要領により分配する。
 - ア 各部のうち1箇所を当番部とし、当番部は、当番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。
 - イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。
 - ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番

部を繰り替えるものとする。

- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。
- (6) (1)、(2)の事件について、原審記録が到達した後、刑事部各部に分配されるまでの間に、同事件の被告人についてなされた刑事訴訟法第96条第1項及び第4項の規定による保釈取消請求及び勾留執行停止の取消請求並びに同法第342条の8第1項（同法第345条の3において準用する場合を含む。）の規定による勾留請求、保釈取消請求及び勾留執行停止の取消請求に係る事件は、(3)アの当番部が処理するものとする。
- (7) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。
- (8) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。
 - ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。
 - イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

(1) 民事部

ア（裁判官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

裁判官の除斥又は忌避の申立てに関する事件は、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

特別部においては、その部に分配する。

イ（裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件の分配）

前記アの定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件について準用する。この場合において、「除斥又は忌避を申し立てられた裁判官」とあるのは、「除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判所書記官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官に当該事件を指定した裁判官」と読み替えるものとする。

(2) 刑事部

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議（以下「代表者会議」という。）の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6 (1) 上告事件等集中部が担当する第3章第1節1.(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件（以下「上告事件等」という。）は、1.(1)の調整上、それぞれこれをその性質に従って控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3.(4)から(8)までに掲げる事件は、1.(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を

除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。) であるときは、この限りでない。

- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控

訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。

- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定め第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。
- 5 上告事件等集中部が変更された場合において、この定め第4章6の(1)の規定により当該変更前の上告事件等集中部に分配されたものとみなされる控訴事件の数は、当該変更時点で、未済事件として係属している上告事件等（署名が行われているが、言渡しがされていないものを除く。）の数を限度とし、控訴事件の分配を行わない期間は、当該時点から3箇月を限度とする。

附則

- 1 改正後の定めは、令和8年3月22日から施行する。
- 2 改正前の第4章6の(1)の規定により、本改正前に分配された上告事件等の調整については、なお、従前の例による。

東京高等裁判所裁判官配置表(令和8年4月1日現在)

民 事 部															
部	裁 判 官				部	裁 判 官				部	裁 判 官				
第1民事部	総	伊齊坂進内	藤藤本藤田	繁頭志慶み 浩光めぐ	第10民事部	総	宮岩大西進小三前藤坂八	坂松澤村藤島木澤倉庭木	昌浩知 一清 素達徹正文	利之子修郎二子朗也将美	第19民事部	総	萩藤山上日天山本篠橋兼宇	本澤城田野川田田原本田川	修彦司幸子義紀久礼修子輔 孝 洋直博 真能 奈公
第2民事部	総	谷菅鎌品高	口家野川嶋	恵行敬基卓 園忠真英	第11民事部	※総					第20民事部	総			
第4民事部	総	古鈴田坂	田木中田	夫典隆吾 孝和一大	第12民事部	総	中清西新内	吉水野谷田	徹克光貴哲	郎久子昭也	第21民事部	※	江伊杉村福平加谷中中五石	原藤浦上渡井藤口島辻十嵐	志子樹子貴也佳豊至朗裕子 健由正誠裕直正 基一章智
第5民事部	総	嶋伊遠岩渡	末藤藤崎辺	秀晴路慎諭 和正東	第14民事部	総	佐清杉岡石	藤野本山村	哲正宏忠	治彦之広智	第22民事部	総			
第7民事部	総(兼)	水市三菊日鈴	野原輪池置木	子孝子也弘孝 有義恭浩朋和	第15民事部	総	林武三栗	藤井田	俊貴大正	之明有紀	第23民事部	総	古間島堀渡	谷村内邊	郎恵男子輔 一史典有達之
第8民事部	総	門劔加大木	田持藤野村	昌子聡宏彦 友淳 晃匡	第16民事部	総	中岡浅清田	村田田野中	と伸秀英邦	み太俊之治	第24民事部	総(兼) (兼)	阪増小山右藤船和田山	本田海門田倉所田山	勝稔則優一也生剛 隆 晃徹寛 弘
第9民事部	総	相田小鈴宮	澤中林木崎	木彦彦帆也 眞一康千拓	第17民事部	総	吉鈴作守榮安	田木原山江	正れ修岳一	徹紀子生夫平					

※他の裁判所へ常てん補

刑 事 部									
部	裁 判 官				部	裁 判 官			
第1刑事部	総	島國島吉藏	田井戸田本	一志純宏成	第5刑事部	総	鈴木奥中古佐	木山島玉藤	巧豪郎紀傑
								真一正	
第2刑事部	総	田上佐水大	邊岡藤上野	三保哲	第6刑事部	総	入瀧三坂	江岡浦田	猛文昭史
								俊隆正	
第3刑事部	総	吉山石渡福	崎下田邊岡	佳博寿一	第7刑事部	総(兼)	細足野小多	田立村林田	啓謙裕
						(兼)			
						(兼)			
						※(兼)			
第4刑事部	総	前早安丸野	田川藤山澤	幸一哲晃	第8刑事部	総	齊木横品	藤山山川	啓暢泰しの
					第9刑事部				
					第10刑事部				
					第11刑事部				
					第12刑事部				

※他の裁判所へ常てん補

特別部			
第1特別部	第3特別部	第4特別部	第5特別部
(海難事件)	(独占禁止等関係事件)	(分限, 内乱, 国民審査, 弁護士法事件等)	(逃亡犯罪人引渡法による事件)
総 孝木秀晴彦路彦帆慎也諭 義眞和正一東康千 拓 原澤末藤中藤林木崎崎辺 市相嶋伊田遠小鈴岩宮渡	総 哉稔明恵豊二繁行健治之夫理彦之晃頭広敬典至隆智朗志基明隆子慶有裕一子毅士み吾紀子樹志一太卓介司隼 眞 義園 浩 忠 哲俊孝絵正宏弘 忠眞和基一 雄 一 浩英貴清直光大 章 晋澄 雄めぐ 大正智正弘純亨 慎研 田田富口口 藤家平藤 田池野本井藤山野木島中村 辻 本川藤藤暮藤井 嵐 十 木屋施 田 田田垣口岡戒松嶋岡野 貫 堀増森谷谷長伊菅中佐林古菊清杉今齊岡鎌鈴中田石中坂品武伊日進三五頼柵土布内坂栗石樋光吉赤高諸天三	総 哉子修子猛子昌生彦基子司朗幸周子也子文聡義弘宏也洋昭将孝史彦美 眞有 三 保 素友哲孝 恭 達洋 直浩淳俊 博朋晃徹 隆正和正匡文 田野本 邊 江木田岡澤藤輪城澤田上野池持岡藤川置野倉野浦庭木田村木 堀水萩田入三門上藤佐三山前上水日菊劔瀧加天日大藤大三坂鈴坂木八	総 哉夫一志助純宏香理成 眞靖 恒大 智円 匡 田川田井田戸田田井本 堀辻島國神島吉蛭今藏
第2特別部	※※※※※		
(人身保護請求事件)			
総 哉み志太子俊樹之子治貴也佳 眞と健伸紀 由 秀正英誠邦裕直正 田村原田 藤 田浦野上中渡井藤 堀中江岡伊浅杉清村田福平加	※※※※※		
※			

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)。
※他の裁判所へ常てん補

夏期休廷部日割表（令和 8 年度）

	前 期		後 期	
	(7月21日～8月10日)		(8月11日～8月31日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民 事 部	第 2 民事部	第 1 民事部	第 1 民事部	第 2 民事部
	第 4 民事部	第 20 民事部	第 20 民事部	第 4 民事部
	第 5 民事部	第 7 民事部	第 7 民事部	第 5 民事部
	第 8 民事部	第 9 民事部	第 9 民事部	第 8 民事部
	第 11 民事部	第 10 民事部	第 10 民事部	第 11 民事部
	第 12 民事部	第 14 民事部	第 14 民事部	第 12 民事部
	第 15 民事部	第 16 民事部	第 16 民事部	第 15 民事部
	第 17 民事部	第 19 民事部	第 19 民事部	第 17 民事部
	第 21 民事部	第 22 民事部	第 22 民事部	第 21 民事部
	第 23 民事部	第 24 民事部	第 24 民事部	第 23 民事部
刑 事 部	第 1 刑事部	第 5 刑事部	第 2 刑事部	第 12 刑事部
	第 4 刑事部	第 10 刑事部	第 3 刑事部	第 6 刑事部
	第 6 刑事部	第 3 刑事部	第 5 刑事部	第 1 刑事部
	第 8 刑事部	第 11 刑事部	第 10 刑事部	第 4 刑事部
	第 12 刑事部	第 2 刑事部	第 11 刑事部	第 8 刑事部

(別表 3)

開廷日割表 (令和 8 年度)

	部	開廷日	法 廷
民 事 部	第 1 民事部	月・水・金	民事 8 2 2 号
	第 2 民事部	火・木・金	民事 8 2 2 号
	第 4 民事部	火・木・金	民事 8 1 7 号
	第 5 民事部	月・水・金	民事 5 1 1 号
	第 7 民事部	火・木・金	民事 5 1 1 号
	第 8 民事部	火・木・金	民事 8 0 9 号
	第 9 民事部	月・水・金	民事 8 0 9 号
	第 1 0 民事部	火・木・金	民事 8 2 5 号
	第 1 1 民事部	月・水・金	民事 8 2 5 号
	第 1 2 民事部	月・水・金	民事 8 2 4 号
	第 1 4 民事部	火・木・金	民事 8 2 4 号
	第 1 5 民事部	月・水・金	民事 8 0 8 号
	第 1 6 民事部	火・木・金	民事 8 0 8 号
	第 1 7 民事部	月・水・金	民事 8 1 2 号
	第 1 9 民事部	火・木・金	民事 8 1 2 号
	第 2 0 民事部	月・水・金	民事 8 1 7 号
	第 2 1 民事部	火・木・金	民事 4 2 4 号
	第 2 2 民事部	月・水・金	民事 4 2 4 号
	第 2 3 民事部	月・水・金	民事 7 1 7 号
	第 2 4 民事部	火・木・金	民事 7 1 7 号
刑 事 部	第 1 刑事部	月・水・金	刑事 7 2 0 号
	第 2 刑事部	月・火・木	刑事 7 2 0 号
	第 3 刑事部	月・水・金	刑事 4 1 0 号
	第 4 刑事部	月・火・木	刑事 5 0 6 号
	第 5 刑事部	月・水・金	刑事 5 0 6 号
	第 6 刑事部	月・火・木	刑事 4 1 0 号
	第 8 刑事部	月・水・金	刑事 8 0 5 号
	第 1 0 刑事部	月・火・木	刑事 8 0 5 号
	第 1 1 刑事部	月・水・金	刑事 6 2 2 号
	第 1 2 刑事部	月・火・木	刑事 6 2 2 号
特 別 部	第 1 特別部	随 時	
	第 2 特別部	随 時	
	第 3 特別部	随 時	
	第 4 特別部	随 時	
	第 5 特別部	随 時	

長官に差し支えがあるときの代理順序の指名について

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第 1 順位 第 1 7 民事部 吉田 徹 部総括判事

第 2 順位 第 1 0 刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月までは第1順位と第2順位が逆となる。)

第 3 順位 第 9 民事部 相澤 眞木 部総括判事

第 4 順位 第 7 民事部 水野 有子 部総括判事

第 5 順位 第 1 1 刑事部 辻川 靖夫 部総括判事

第 6 順位 第 1 9 民事部 萩本 修 部総括判事

第 7 順位 第 1 0 民事部 宮坂 昌利 部総括判事

第 8 順位 第 1 2 刑事部 田村 政喜 部総括判事

第 9 順位 第 1 刑事部 島田 一 部総括判事

第10順位 第 2 刑事部 田邊三保子 部総括判事